

氏 名	きく ち なつ の 菊 地 夏 野
学位(専攻分野)	博 士 (文 学)
学 位 記 番 号	文 博 第 411 号
学位授与の日付	平 成 19 年 11 月 26 日
学位授与の要件	学 位 規 則 第 4 条 第 1 項 該 当
研 究 科 ・ 専 攻	文 学 研 究 科 行 動 文 化 学 専 攻
学 位 論 文 題 目	性暴力と売買春の社会学 —— 沖縄・軍事占領とジェンダー ——

論文調査委員	(主 査) 教 授 落 合 恵 美 子	教 授 伊 藤 公 雄	教 授 小 山 静 子
--------	------------------------	-------------	-------------

論 文 内 容 の 要 旨

本論文では、米軍占領期沖縄における性暴力と売買春の問題を考察・検討し、軍事占領におけるジェンダーとセクシュアリティの社会的意味を明らかにすることを試みている。その試みのなかで論じられる主要な点は、軍事占領社会における売買春問題の意味、米軍による売買春管理と女性の表象、売買春問題に対する女性運動の展開などである。こうした争点に関する検討を通じて、米軍占領期沖縄における性をめぐるポリティクスの分析を行い、女性の主体の可能性について考察が行われる。

本論文は、まず売買春と性暴力の問題を検討するために、これまで蓄積されてきた諸理論の検討を行い、それを受けて米軍占領期沖縄における売買春問題の具体的考察を行った上で、結論を述べるという形で構成されている。

まず序章では、ジェンダー理論において女性の主体がどのように位置づけられてきたかを検討し、そこにはらまれてきた問題群を明らかにする。これまでジェンダー理論においては、女性は均質な存在として一元的に認識されてきたが、近年そのような前提に対して、女性間の差異に注目する議論が提出されてきた。これらはポスト構造主義による主体批判や行為者の能動性を重視する社会学の新たな潮流のなかに位置づけられ、また実践的にはマイノリティ女性の人権擁護の主張と呼応している。しかし、論者は以上のような提起がいまだ十分に受け止められていないとし、その問題はとりわけ性暴力と売買春を考察するさいに重要性を増すと指摘する。そしてそのための理論的視座の転換が必要であると、米軍占領期沖縄の売買春の問題を分析することでそのような視座を見出し得るとする。

それを受けて第1章では、売買春の問題が社会学においてどのように認識されてきたかについて1990年代の議論を通じて考察が加えられる。なかでも「売春は悪くない」とする主張に光があてられる。この主張は、それ以前の売買春論の多くが売春を道徳的悪として否定していた状況を受けたものであり、論者はこうした議論の意義を一定認めてみせる。だが論者が強く指摘するのは、これらの議論が最終的には善悪の道徳的観点に還元されてしまい、売買春を社会的に考察することが閉ざされているという点である。その上でこれまでの議論の限界を生み出しているのは「自由意志対強制」の枠組みであることが明らかにされる。論者のここでの主眼は、売買春を社会的権力関係において考察することの必要性という点に求められることになる。

次に第2章では、第1章の議論を受けてフェミニズム理論において売買春の問題がどのように認識されてきたかについて検討が加えられる。これまでフェミニズム理論においては抑圧の根拠として「家事労働」が注目されてきたが、そのさいに表象されたのは「主婦」としての女性であった。そうしたこれまでの議論においては家事労働と売買春の問題の関連性が否定され、女性の一元化がなされていたことが指摘される。そして、売買春の問題を社会的に把握するためには売買春と国家の関係性をより掘りさげて分析することの必要性が強調されることになる。

第3章では、第1・2章の理論的考察を受けて、改めて米軍占領期沖縄の売買春問題を考察することの意義および方法について、より具体的に明らかにされる。主題の第1は売買春と軍事権力の関係性を明らかにすることである。道徳的観点に

還元されがちな売買春の問題を、当該社会のマクロな権力との関係から捉え直すことが、売買春を社会的に認識する上で不可欠の作業とされる。第2点は売買春管理において女性がどのように把握されているかという問いである。論者は軍と住民による売買春管理政策において、女性の表象のありかを問おうとする。第3点は売買春の問題に対する女性運動の可能性と限界の指摘である。売買春問題は女性運動が用いる論理の問題性を浮き彫りにする。以上を受けて、第4章以降で沖縄の具体的文脈に沿って検討されることとなる。

第4章では、沖縄社会が軍事占領化される時期に、性暴力と売買春の問題がどのように現れ、どのように社会構造に組み込まれていったかが検討される。資料を用いた言説分析の結果見出されるのは、性暴力の危険が売買春の管理と排除・隔離へ変換され、さらに売買春の管理が住民による軍政批判に対する弾圧のなかで利用されていくプロセスである。これまで売買春の問題は、軍事占領などのマクロなレベルとは直接関わりのないものとして認識されてきたが、じっさいには軍と住民の間での交渉の重要な一部を占めていたことが明らかにされる。

第5章では、米軍による売買春管理のための「Aサイン制度」の実態が検討される。米軍の売買春管理は、売春禁止の言説とAサイン制度という性病予防制度の二重体制にあったことを、論者は資料調査と聞き取り調査により考察する。その上でその二重体制の中から「自由意志によって売春する女性」の表象が構築されていたことが明らかにされる。

第6章では、米軍占領期の沖縄において女性たちの運動が売買春の問題に取り組んだ際に生み出された言説についての検討がされる。論者は3つの時期区分を設定し、それぞれの時期における運動の取り組みとその言説を分析する。これらの検討を経て論者は、女性たちの取り組みは一部の女性の存在を見落としたまま「国家」の言説へと接近していくという限界を見せながら同時に、運動の混沌のなかで彼女たちに手を伸ばそうとする可能性もはらまれていたと主張する。

以上の考察を経て、第7章では、本論文のジェンダー論および社会学上の意義が、3層にわたって述べられる。まず第1に、被占領地の住民が売買春の管理をめぐる内部の亀裂を深め、軍隊に対する従属が構造化される過程を明らかにした点である。第2に、軍隊による売買春管理は単なる禁止ではなく、むしろ「自由」の表象のもとに女性の身体を管理するものであり、結果として生じるのは「自由意志」と「強制」の二元論的認識枠組みを超えた現実であったということである。第1点と第2点が示しているのは、セクシュアリティの社会関係を考える上で、「自由」と「強制」の二元論が失効しているという事実である。さらに第3点として、女性運動は以上のような政治を全面的に乗り越える存在ではなく、むしろそのなかのアクターとして位置づけうるということがあげられる。

論 文 審 査 の 結 果 の 要 旨

本論文は、米軍占領期沖縄における売買春問題を分析することを通じて、売買春問題の理論的射程を確認し、そこから喚起される論点の解明をめざしたものである。

売買春は、現代世界におけるジェンダーを考察するうえで、アクチュアルなテーマであり続けている。近年ではグローバル化の進展に伴い、売春女性の移動も国境を超えて拡大してきた。人身売買（いわゆるトラフィッキング）との関係もあり、売買春というテーマが国際学会等で議論される機会も多い。そうした場において必ず見られるのが、売買春禁止論と売買春合法化論との対立である。後者は、強制による売春は別にして、自由意志による売春は合法化すべきであると主張する。そうすることが人身売買などの弊害を除くという実践的效果をもつという。この主張は、売春の当事者運動から生まれ、性労働者の社会的・政治的権利の保障を求める「セックス・ワーク（性労働）」論とも通底するところがある。しかし売買春禁止論の支持者も多く、議論は硬直している。

本論文は、こうした研究状況を受け、前半の3章を売買春研究の論点整理にあて、次の3章で米軍占領期沖縄における売買春管理とそれに対する住民や女性運動の対応の歴史的展開をあとづけ、最終章において沖縄の事例分析を通じて練り上げられた理論的考察を示している。歴史的経過を詳細に再現し、それをふまえたうえで、理論的な問いへの説得力のある答えを示したことは評価に価する。

本論文のもっとも顕著な理論的貢献は、「自由意志対強制」の二元論の背景にあり、それを現出させた複雑な権力関係を明かにしたところにある。「自由意志対強制」の二元論は、日本では1990年代に社会学者が提起して議論を呼んだ。「暴力・搾取を伴う強制売春」以外の「『本質的な』売買春」は「悪くない」とするものである。無前提に「売春＝悪」とみなす道

徳論を乗り越える端緒を開いたということで、この提起は当時としては評価される面をもっていた。しかしこの二元論は従軍慰安婦をめぐる議論でも繰り返され、不明瞭な閉塞感を生んだ。本論文では、この点に関して、1956年に確立した「Aサイン制度（Approved Sign for U. S. Military Force）」を取りあげる。Aサイン制度とは、飲食店・風俗店などについて、一定の衛生検査に合格した店・従業員にのみ米兵を相手に営業することを、米軍が許可する制度である。営業許可の条件としては、一般的な衛生環境の検査のほか、女性従業員の性病検査も課されたが、反面、Aサインバーでは売買春を行えないことになっていた。そこで売買春は、あくまでも女性の自発的な意志にもとづく個人的行為、すなわち「デート」として行われることとなった。営業禁止を恐れる業者、離島から収入を求めて出てきた女性たち、経済的収入を基地周辺の商業に依存する地域住民は、Aサイン制度を進んで受け入れざるをえなかった。すなわち住民と軍の協力関係により、実際には売買春を管理しながら、売買春を禁止するという建前が可能になり、統制は見えにくくなって、女性の「自由意志」だけが浮かび上がることとなった。女性の「自由意志」は入念に構築され制度化されたものであり、その背後には複雑なポリティクスがあったのである。「自由意志対強制」の二元論によって売買春を区別しようとする試みは、売春の表面しか見ていなかったと言わざるをえない。

本論文はまた、ジュディス・バトラーが提起した「フェミニズムの主体」という問題にも考察を加える。バトラーの議論により、「フェミニズムの主体」とされてきた「女性」というカテゴリーそのものが政治的構築物であることが意識されるようになった。また先進国フェミニズムに対するポストコロニアル・フェミニズムも、「女性」というカテゴリーが一部の者たちによって独占されていることを批判した。「女性」という政治的主体の同一性に疑義が申し立てられたのである。本論文では、売春女性と主婦、および反売春運動に携わる特に本土の女性運動家との間に女性の分断を見る。「特殊婦人」という表象が「一般婦人」に対比される形で用いられ、売春女性に対する隔離と管理は、「健全な家庭」のなかにいる「一般婦人」を守るために行われた。占領軍の婦人政策によって「解放された」とする「本土の婦人」並みに「沖縄の婦人」も解放されることをめざして、「祖国復帰」が望まれた。しかし本論文は、分断を分断として放置するのではなく、分断を作りだしている国家の役割に目を向けている。

以上のように、本論文は米軍占領期沖縄についての綿密な歴史的再構成に基づき、売買春をめぐる論点に理論的かつ実証的な優れた回答を与えた。ジェンダー論、フェミニズム論に対する貢献と認めることができよう。残された問題としては、「自由意志」による売春を是とする論を否定したうえで、筆者が支持する「セックス・ワーク」論をいかにして根拠づけるかという課題があろう。しかし、こうした点は今後の研究で乗り越えられていく課題であり、本論文の価値を損なうものではない。

以上審査したところにより、本論文は博士（文学）の学位論文として価値あるものと認められる。2007年9月14日、審査員3名が論文内容とそれに関連した事柄についての口頭試問を行った結果、合格と認めた。